

赤穂市農業経営緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価並びに肥料及び燃料価格の高騰、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による農作物価格の下落により農業経営に影響を受けている市内の農業者に対し、その実情を踏まえた経営支援を行うことを目的として交付する赤穂市農業経営緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和63年赤穂市規則第4号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、農業を営む個人、法人又は集落営農組織（農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む集落単位の組織をいう。）であつて、次の各号のいずれにも該当する別表に定める者とする。

- (1) 今後も継続して営農する意思があること。
- (2) 申請日において市内に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている個人であること。
- (3) 補助対象経費について、他の公的制度に基づく助成金又は補助金等の申請を行っていないこと。

(補助金の額等)

第3条 市長は、別表に定める事業区分に応じた補助対象面積に対し、同表に定める補助金の算定方法により算定した額を補助金として交付する。ただし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市農業経営緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容調書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請等があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、赤穂市農業経営緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金の交付があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、同年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条及び第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象面積	補助金の算定方法
稲作	令和4年度に水稲（加工用米、新規需要米を含む。）を作付けし、出荷販売した者	令和4年度の水稲作付面積	1 a 当たり 2 0 0 円 ただし、自家消費相当分として一律 1 0 a を控除する。
畑作等	令和4年度に畑作物や園芸作物を作付けし、出荷販売した者で、昨年と比較して肥料費・動力光熱費が増加した者	令和4年度の畑作物及び園芸作物作付面積	露地 1 a 当たり 2 0 0 円 施設 1 a 当たり 5, 0 0 0 円 ただし、昨年と比較した肥料費・動力光熱費のコスト上昇額を上限とする。

※作付けした者と出荷販売した者とが異なる場合は、作付けした者を補助対象者とする。

4 振込先口座

銀行 金庫 信用組合 農協 ()	本店 支店 支所 出張所 ()	種 目		普通 ・ 当座			
		口 座 番 号					
フリガナ							
口座名義人							

※通帳（金融機関名、口座番号及び口座名義人が分かる箇所）の写しを添付すること。

5 添付書類

- (1) 事業内容調書
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記

事業内容調書

1 事業の内容（稲作）

(1) 作付面積等

水稻作付面積 （加工用米、新規 需要米を含む。） (A)	a	自家消費相 当分 (B)	10.0 a	補助対象面積 (A - B)	a
主な出荷販売先					
補助金交付 申請（請求）額	補助対象面積	$a \times 200 \text{ 円} =$			円

- (注) 1 作付面積はa単位とし、小数点以下第2位は切捨て、同第1位まで記載すること。
 2 補助金交付申請（請求）額は、100円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。
 3 出荷販売の実績が分かる書類（納品書、請求書、領収書又は出荷証明書等）を添付すること。

2 事業の内容（畑作等）

(1) 肥料費及び動力光熱費（補助対象経費）

区分	肥料費	動力光熱費	合計
令和4年1月～同年12月	円	円	円
令和3年1月～同年12月	円	円	円
差額 (令和4年－令和3年)	円	円	円

- (注) 1 肥料費及び動力光熱費の差額の合計額がマイナスとなる（令和3年と比較して令和4年が減少する）場合は、本事業の対象者とはなりません。
 2 国が実施する肥料価格高騰対策事業を申請する場合は、補助対象経費において肥料費の計上はできません。ただし、動力光熱費は計上できます。
 3 営農に要した肥料費及び動力光熱費（トラクターの軽油代等、ただし、軽トラックや乗用車用のガソリン代を除く。ビニールハウス冷暖房用の軽油代、照明用の電気代等）を確認できる書類（確定申告書、請求書又は領収書等）を添付すること。

(2) 作付面積等

【露地】作付面積	a	【施設】作付面積	a
主な出荷販売先			
【露地】作付面積からの算定金額 (A)	【露地】作付面積	$a \times 200 \text{ 円} =$	円
【施設】作付面積からの算定金額 (B)	【施設】作付面積	$a \times 5,000 \text{ 円} =$	円
肥料費及び動力光熱費の差額の合計額 (C)	円 (肥料費及び動力光熱費の差額の合計額を転記)		
補助金交付申請 (請求) 額	円 (A+B又はCのいずれか少ない額)		

- (注) 1 作付面積はa単位とし、小数点以下第2位は切捨て、同第1位まで記載すること。
- 2 作付面積からの算定金額は、100円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。
- 3 肥料費及び動力光熱費の差額の合計額が、作付面積からの算定金額を下回る場合は、差額の合計額を補助金交付申請 (請求) 額とすること。
- 4 出荷販売の実績が分かる書類 (納品書、請求書、領収書又は出荷証明書等) を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

赤産農第 号
令和 年 月 日

様

赤穂市長



赤穂市農業経営緊急支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請（請求）のあった赤穂市農業経営緊急支援事業補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- この補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付けの赤穂市農業経営緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書に記載のとおりとする。
- 事業の区分
 稲作 畑作等
- 補助金の額 円
- 交付決定者は、赤穂市農業経営緊急支援事業補助金交付要綱及び赤穂市補助金等交付規則に従わなければならない。
- 補助金交付の条件は、次のとおりとする。